



ゼロエネルギーで、暮らそう。

令和**5**年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)

**ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ2)**

# 公募要領

令和5年4月

## ZEHビルダー/プランナー登録を申請される皆様へ

- ZEHビルダー/プランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。
- その内容に偽りがあることがZEHビルダー/プランナー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。
- 不正をしたことが明らかになった場合は当該ZEHビルダー/プランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。
- なお、登録されたZEHビルダー/プランナーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（施工者・設計者・販売者）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではありません。
- 万一、上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しません。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 目次

## 1. 我が国のZEH普及政策と

### ZEHビルダー/プランナー登録制度について P. 4

- 1-1. 事業趣旨 P. 5
- 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義 P. 6

## 2. ZEHビルダー/プランナー登録公募

P. 7

- 2-1. ZEHビルダー/プランナーとは P. 8
- 2-2. ZEHビルダー/プランナーの役割 P. 8
- 2-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件 P. 10
- 2-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分 P. 11
- 2-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報 P. 12
- 2-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告とその一部の公表 P. 14
- 2-7. ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表 P. 15
- 2-8. 注意事項 P. 19
- 2-9. 申請時の注意事項と問い合わせ先 P. 19

## 3. ZEHビルダー/プランナー実績報告

P. 20

- 3-1. ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ P. 22
- 3-2. 報告時の注意事項と問い合わせ先 P. 26

## 4. 本年度の補助事業に係る情報

P. 27

- 4-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数 P. 28

## 5. 関連情報

(ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて)

P. 29

- 5-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて P. 30
- 5-2. ZEHマークについて P. 32

## 6. よくあるご質問

P. 33

---

# 1. 我が国のZEH普及政策と ZEHビルダー/プランナー登録制度について

---

## 1-1. 事業趣旨

「気候変動問題への対応」「エネルギー需給構造の抱える問題」という2つの視点を踏まえ、2020年10月、我が国は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月、2050年カーボンニュートラルと総合的で野心的な目標として、2030年度温室効果ガスを2013年から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

これを受けて、2021年10月、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が策定され、2030年度におけるエネルギー需給見通しの基本的な考えとして、省エネ量目標値をさらに深掘りし、6,200万kL程度の削減目標が設定されました。

また、「第6次エネルギー基本計画」において、「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とする政策目標が設定されたことを受け、住宅・建築物分野での省エネ対策を加速するべく、2022年6月、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」が公布されました。

これを受けて、令和5年度においては経済産業省、国土交通省、環境省が連携し、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH（次世代ZEH+、超高層集合住宅）、中小工務店が連携して建築するZEH（ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇）、引き続き供給を促進すべきZEH（注文住宅、建売住宅、低層・中層・高層集合住宅）の促進支援を進めていくことになっています。

- ◆ 「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

- ◆ 「更なるZEHの普及促進に向けたZEH委員会の今後について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/housing/index03.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html)

## 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき 水準を設定している。)	
	外皮基準 (U <sub>A</sub> 値) ※1			一次エネルギー消費量 削減率※3※5			その他要件・備考
	地域区分			省エネ のみ※4	再エネ等 含む※2		
	1・2	3	4～7				
『ZEH』 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100% 以上	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く)	—
Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	75%以上 100% 未満	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寒冷地 (地域区分1または2地域)</li> <li>低日射地域 (日射区分A1またはA2地域)</li> <li>多雪地域</li> </ul>
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>下表の対象地域に該当</li> <li>再生可能エネルギー未導入も可</li> </ul>	下表の対象地域が該当

ZEH Oriented対象地域  
(右記のいずれかの地域に該当する。)

- 都市部狭小地等 (北側斜線制限の対象となる用途地域等 (第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域) であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)
- 多雪地域 (建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準 ( $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たすことを前提とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める (ただし余剰売電分に限る)。

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法 (暖冷房、換気、給湯、照明 (その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法 (暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機 (その他の一次エネルギー消費量は除く)) とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

(注) 上記は戸建住宅におけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次頁以降を必ず確認してください。

---

## 2. ZEHビルダー/プランナー登録公募

---

ZEHビルダー/プランナー実績報告を行う方は、  
「3. ZEHビルダー/プランナー実績報告」（P20）をご確認ください。

## 2-1. ZEHビルダー/プランナーとは

事業趣旨（P5参照）に基づき、**自社が受注する戸建住宅（新築注文住宅、新築建売住宅、既存改修）のうち『ZEH』、Nearly ZEH及びZEH Oriented（以下「ZEH」という。）が占める割合を50%以上とする事業目標（以下「ZEH普及目標」という。）を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー/プランナー」と定め、公募します。SIIは、登録されたZEHビルダー/プランナーをホームページで公表します。**

政府は、登録されたZEHビルダー/プランナーの情報を基にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

## 2-2. ZEHビルダー/プランナーの役割

ZEHビルダー/プランナーは、2025年度のZEH普及目標と、年度ごと（2020年度～2022年度）の実績（割合）を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。

ZEH普及目標の要件は以下のとおりとします。

### ポイント

- 2020年度のZEH建築実績が50%以上の事業者・・・2025年度までに**75%以上**の目標を設定すること。
- 2020年度のZEH建築実績が50%未満の事業者・・・2025年度までに**50%以上**の目標を設定すること。

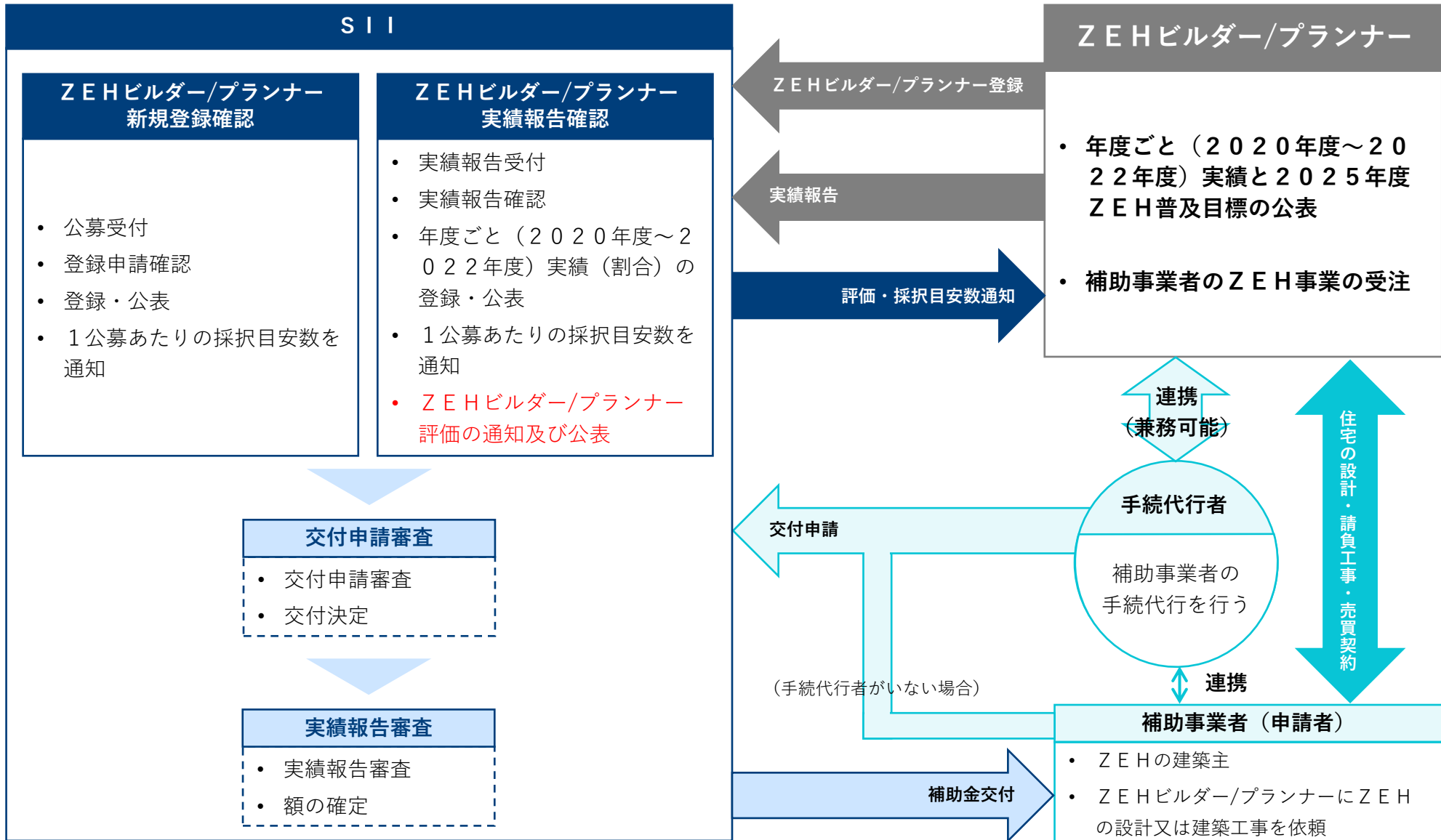
ZEHビルダー/プランナーは、「令和5年度 次世代ZEH+（注文住宅）実証事業」（以下「本事業」という。）の申請者が新築（又は既存改修）するZEHの設計や建築工事及び新築建売住宅を受注する立場となります。

- 本事業では、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であることが申請の要件となります。
- ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます（手続代行者の業務については各補助事業の公募要領参照）。

**【注意】** ZEHビルダー/プランナーがZEHの普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダー/プランナーとして不適切と判断した場合、SIIは本事業のZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。



ZEHビルダー/プランナーの役割と申請者との関係



## 2-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件

ZEHビルダー/プランナーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

要件		備考
①	「ZEH普及目標」(P8参照)を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEH普及目標においては、2025年度のZEH普及目標を設定すること。</li> <li>年度ごと(2020年度～2022年度)のZEH普及実績を示すこと。</li> <li>2020年度のZEH建築実績が50%以上の事業者は2025年までに<b>75%以上</b>の目標を設定すること。</li> <li>2020年度のZEH建築実績が50%未満の事業者は2025年までに<b>50%以上</b>の目標を設定すること。</li> </ul> <p>※ 集合住宅は、ZEH普及目標及びZEH普及実績の対象外。</p>
②	ZEH普及目標並びに年度ごと(2020年度～2022年度)のZEH普及実績について、右記の内容を自社ホームページで公表すること。 ホームページを有していない場合、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等に同様の内容を公表すること。	<p>&lt;ZEH普及目標の掲載について&gt;</p> <p>自社ホームページを有している場合は、そのホームページに2025年度のZEH普及目標及び、年度ごと(2020年度～2022年度)のZEHの普及実績を明記してください。</p> <p>また、登録申請するURLはトップページ及びZEH普及目標公表ページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、トップページからの直リンクに限ります。</p>
③	ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。	—
④	ZEHの実績を報告すると共に、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。	—
⑤	経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。	—

(注) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については新築注文住宅及び既存改修の場合、受注、着工、完工のいずれでも構いません。新築建売住宅の場合は、販売予定又は販売した住宅戸数を計上してください。  
二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則っていただいで構いません。ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。

(注) ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

(注) 本事業において、新規でZEHビルダー/プランナー登録を行う場合、年度ごと(2020年度～2022年度)における住宅建築件数及び、ZEH普及実績を併せて提出してください。

## 2-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分

### (1) 登録の単位

ZEHビルダー/プランナーの登録は、**原則として1事業者につき1登録**とします。ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網（親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等）の場合は、グループ網で1登録とします（本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません）。

### (2) 地域による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分（A登録）と、北海道以外の都府県の区分（B登録）に分けて行います。

1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※ この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。

北海道で受注する住宅のZEH普及目標と、それ以外の都府県で受注する住宅のZEH普及目標の二つを設定する必要があります。

### (3) 住宅の種別による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、「新築戸建住宅」、「既存改修」の種別ごとに登録します。

- 「新築戸建住宅」に関するZEH普及目標は、新築注文住宅と新築建売住宅を対象として設定すること。
- 「既存改修」に関するZEH普及目標は、断熱改修及び住宅全体の改修を対象として設定すること。

※ 1事業者で、「新築戸建住宅」、「既存改修」の双方を登録することも可能です。

※ 複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことはできません。2020年度のZEH普及実績に基づき、「新築戸建住宅」「既存改修」それぞれの区分において、2025年までに50%（又は75%）以上の目標を設定してください。

### (4) 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、「ZEHビルダー」又は「ZEHプランナー」いずれかの名称を選択することができます。自社の業種（住宅施工・住宅設計・住宅販売等）に見合う名称を選択してください。ただし、「ZEHビルダー」を選択した方はZEHビルダー・マークのみ、「ZEHプランナー」を選択した方はZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

## 2-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報

必要な情報	詳細
① ZEHビルダー/プランナー登録申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトより必要事項を入力してください。</li> </ul>
② ZEH事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>年度ごと（2020年度～2022年度）の年間の住宅建築件数及びZEH普及実績</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業年度における住宅建築件数</li> <li>事業年度における『ZEH』、『ZEH+』の建築件数</li> <li>事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数</li> <li>事業年度におけるZEH Orientedの建築件数</li> <li>事業年度におけるZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅の建築件数</li> </ol> </li> </ul> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>ポイント</b></p> <p style="text-align: center; color: red;">&lt; ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅について &gt;</p> <p style="text-align: center; color: red;"><b>ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅とは、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減した住宅を指します。</b></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>2025年度のZEH普及目標</b> ZEH受注（又は着工、完工）の割合 ※ 目標は、2020年度のZEH建築実績に基づき、2025年度のZEH普及目標を設定すること。 ※ A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください（P11参照）。</li> <li><b>目標達成に向けた具体策</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>ZEHの周知・普及に向けた具体策</li> <li>ZEHのコストダウンに向けた具体策</li> <li>その他の取り組み等</li> <li>新築戸建注文住宅への取り組み</li> <li>新築戸建建売住宅への取り組み</li> <li>既存戸建住宅の改修への取り組み</li> </ol> </li> </ul>

必要な情報		詳細
③	会社概要	<ul style="list-style-type: none"><li>実施体制図が分かるもの。(ホームページ、カタログ等でも可)</li><li>※支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網等も明記してください。</li><li>※ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトに登録する「対応可能エリア」は、各種許可証又は登録証に記載のある地域を含めたエリアを登録すること。</li></ul>
④	各種許可証・登録証	<ul style="list-style-type: none"><li>建設業の場合は原則、一般建設業許可証又は特定建設業許可証</li><li>建築設計事務所の場合は建築士事務所登録証</li><li>※新築戸建建売住宅の目標を設定し、ZEHビルダー/プランナー登録する場合は、宅地建物取引業免許</li><li>※上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書</li></ul>
⑤	ZEH普及目標の公表資料	<ul style="list-style-type: none"><li>自社ホームページでZEH普及目標及びZEH普及実績を公表する場合はそのURL</li><li>自社ホームページ以外で公表する場合は会社概要・パンフレット等</li></ul>

## 2-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度ごとに報告してください。  
(詳細はP20～P26「ZEHビルダー/プランナー実績報告」をご確認ください)。

報告内容		詳細
①	事業年度におけるZEHの割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された区分ごとに実績を分けて報告すること。</li> </ul>
②	事業年度における「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された区分ごとに実績を分けて報告すること。</li> </ul>
③	①・②の算出の根拠となる右記の資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業年度における住宅建築件数</li> <li>事業年度における『ZEH』、『ZEH+』の建築件数</li> <li>事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数</li> <li>事業年度におけるZEH Orientedの建築件数</li> <li>事業年度における「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の建築件数</li> </ol>
④	ZEHの普及に向けて行った取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー/プランナー登録時の単位と同じものを用いてください。</li> <li><b>ZEHビルダー/プランナー登録時に設定したZEH普及目標を達成してなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダー/プランナーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めことはありません。ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。</b></li> <li>本事業において登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、2023年度の実績内容を2024年度に報告してください。時期、提出先等は今後ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者にご連絡します。</li> <li>報告内容のうち、「①事業年度におけるZEHの割合」については、自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で公表すること。</li> <li>②～④については、公表しなくとも問題ありません。</li> </ul>

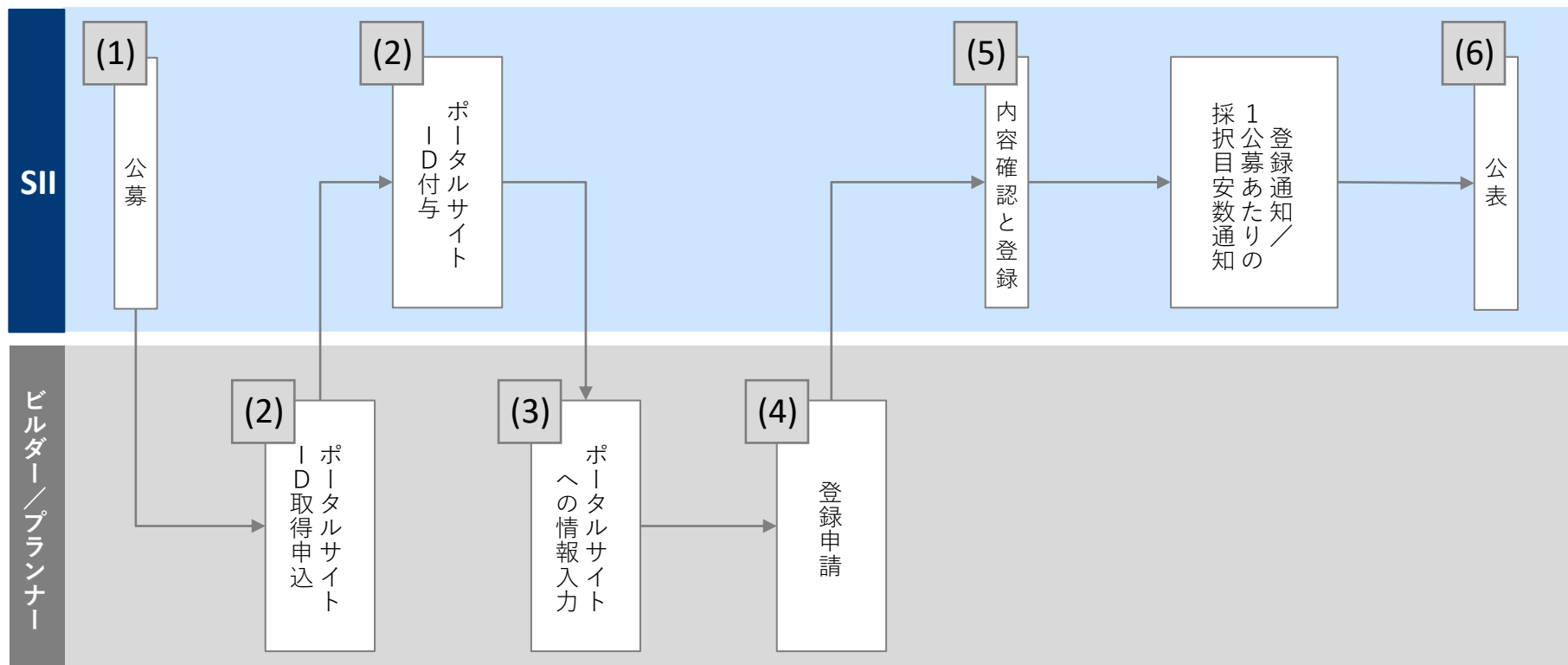
(注) 政府は、ZEHビルダー/プランナーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、あらかじめご了承ください。なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

## 2-7. ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表

ZEHビルダー/プランナーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。(詳細はP16～P18参照)

ZEHビルダー/プランナー登録の申請は、インターネット環境並びにEメールの送受信環境を利用して行います。

### ZEHビルダー/プランナー登録公募～公表まで



## (1) 公募

S I I は以下の期日にZEHビルダー/プランナーを公募します。

公募期間：2023年4月10日（月）～2024年1月26日（金）17時必着

入力内容や添付データに不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがありますので、注意してください。

## (2) ポータルサイトのID取得申込～ID付与

ZEHビルダー/プランナーの登録申請は、S I I がWEB上に設置するZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）を活用して行ってください。

- 1) S I I ホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
- 2) ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報（ID、パスワード）が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトにおける申請方法については、S I I ホームページに掲載の「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

## (3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているポータルサイトのURLにアクセスして、取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。



## (4) 登録申請

ポータルサイトに必要事項を入力し、下記資料をアップロードしてください。

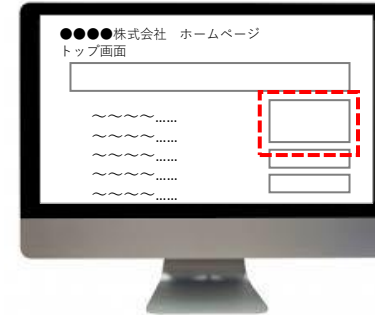
詳細はS I Iホームページに掲載の「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

### 申請に必要な資料

資料	様式	注意事項
① 会社概要	様式自由	ホームページ、カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・ 会社名 ・ 代表者 ・ 所在地 ・ 実施体制図
② 各種許可証・登録証 ・ 一般建設業許可証 ・ 特定建設業許可証 ・ 建築士事務所登録証 ・ 宅地建物取引業免許 等 ※ 上記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書	—	「ZEHビルダー」登録を希望する者は建設会社としての、 「ZEHプランナー」登録を希望する者は建築設計会社としての各種許可証・登録証を提出すること
③ 自社ホームページ等によるZEH目標公表資料	様式自由	会社概要等に目標を公表し、該当箇所が確認できる資料を提出 ※ 自社ホームページで公表する場合はそのURLをポータルサイトに入力すること

(注) 申請内容に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

### 【補足】③ 自社ホームページ等によるZEH目標公表資料



例

ZEH普及実績とZEH普及目標

2020年度	2021年度	2022年度	2025年度
ZEH普及実績			ZEH普及目標
52%	58%	65%	75%

2025年度目標は75%以上(又は50%以上)となっていること

ZEH目標公表資料は、下記項目を含めた上で作成してください。

- ・ 年度ごと(2020年度～2022年度)のZEH普及実績
  - ・ 2025年度のZEH普及目標
- ※ 住宅の種別による区分において、「新築戸建住宅」と「既存改修」どちらも選択している場合は、それぞれの区分にてZEH普及実績とZEH普及目標をZEH目標公表資料へ掲載してください。  
※ 過年度で住宅建築事業を行っていない年度については、実績「0件」として報告してください。

## (5) 内容確認と登録

S I I は、公募期間中に申請されたZEHビルダー/プランナー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録をした旨及び、1公募あたりの採択目安数を通知します(P28参照)。

登録されたZEHビルダー/プランナーを定期的にS I I ホームページにて公表します。

確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

## (6) 公表

S I I では確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダー/プランナーとして登録し、下記の期日に公表します。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2023年4月27日(木)	4月14日(金) 17時必着
第2回	2023年5月26日(金)	5月12日(金) 17時必着

- 第3回以降については**2023年6月以降、月に1回を目安に公表**します。
  - 公表日等のスケジュールについてはS I I ホームページにて最新の情報をご確認ください。
- ※ 個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

## 2-8. 注意事項

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行う者は以下の点にご注意ください。

- S I I が行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。
- 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合、ZEHビルダー/プランナーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEHの割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEHの普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合、S I I はZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。  
また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によってZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合には、その旨の公表の他、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得ますので、ご注意ください。
- ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにS I I にその旨を報告し、その指示にしたがってください。

## 2-9. 申請時の注意事項と問い合わせ先

申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録申請はZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにて行ってください。</li> <li>• 登録申請資料の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの応募は受理しません。</li> </ul>
問い合わせ先	<p>【経産省戸建ZEH】コールセンター（P34参照）へお問い合わせください。 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできません。</p>

---

## 3. ZEHビルダー/プランナー実績報告

---

新規にZEHビルダー/プランナー申請を行う方は、  
「2. ZEHビルダー/プランナー登録公募」(P7)をご確認ください。

過年度のZEH事業において、ZEHビルダー/プランナー登録を受け、公表されたZEHビルダー/プランナーは、**2022年度の実績報告をSIIが定める期間内に実施する必要があります(令和4年度ZEHビルダー/プランナー実績報告)**。

また、**SIIは提出された2022年度のZEH普及実績等をもとに、最大6つ星の評価制度を実施します(ZEHビルダー/プランナー評価制度)**。

なお、年度ごと(2020年度～2022年度)におけるZEH普及実績(割合)は2025年度のZEH普及目標と併せてSIIホームページにて公表します。また、SIIはZEHビルダー/プランナー評価制度において星4つ以上のZEHビルダー/プランナーをホームページにて公表します。

#### 評価の表示例

- 星4つの評価結果の場合  
★★★★☆☆
- 星5つの評価結果の場合  
★★★★★☆☆

※ 登録済みZEHビルダー/プランナーが令和4年度の「ZEH支援事業」及び令和5年度の「ZEH支援事業」「次世代ZEH+実証事業」「次世代HEMS実証事業」で申請する住宅に関与(建築、設計又は販売)する場合、ZEHビルダー/プランナー実績報告を行うことが要件となります。

※ ZEHビルダー/プランナーは、2025年度のZEH普及目標と併せて、SIIに報告した年度ごと(2020年度～2022年度)の実績を自社のホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる資料等で公表する必要があります。

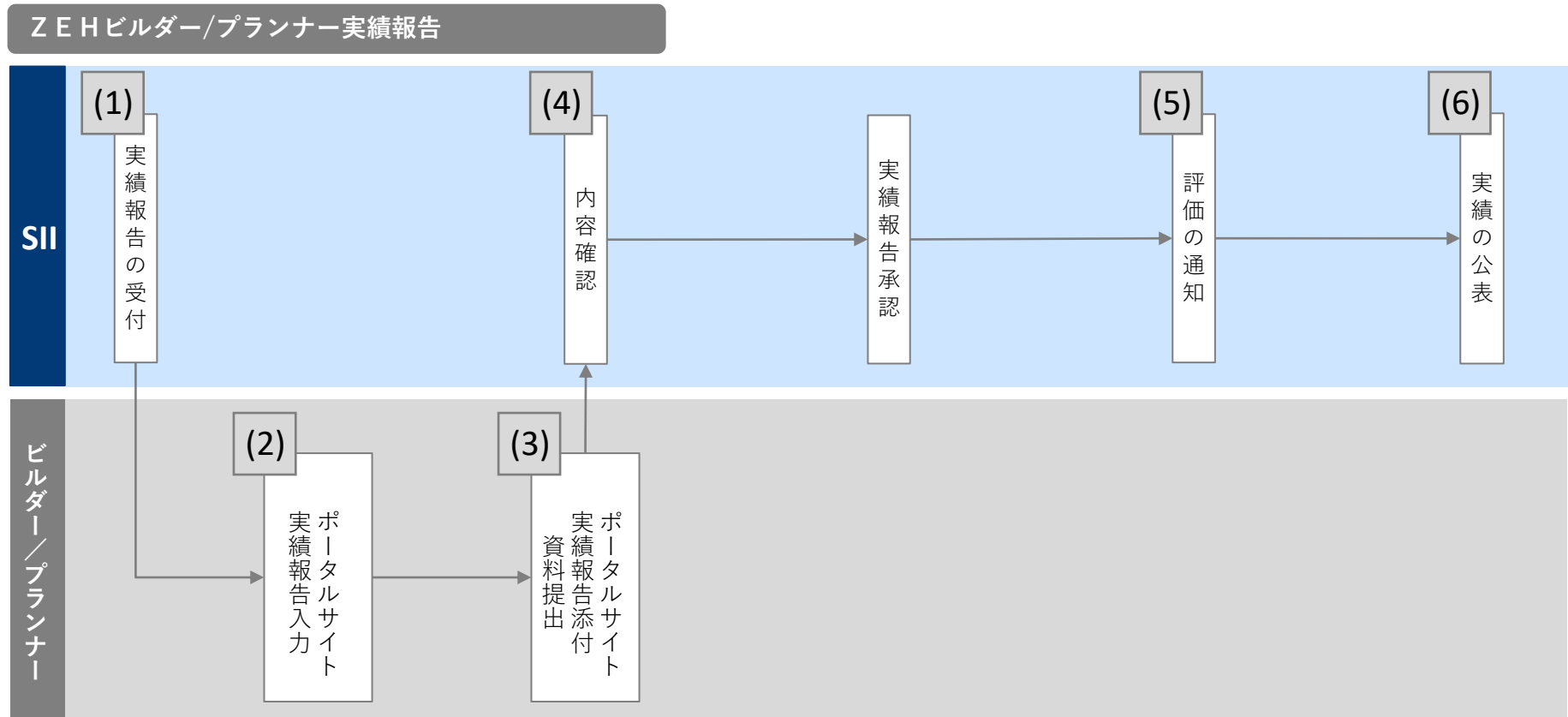
#### ポイント

##### <ZEH普及実績の公表について>

**自社ホームページを有している場合は、そのホームページに掲載されているZEH普及目標と併せて、年度ごと(2020年度～2022年度)のZEH普及実績を明記してください。**ZEH普及実績はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、トップページからの直リンクに限ります。

### 3-1. ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ

ZEHビルダー/プランナー実績報告は、以下の流れに沿って行います。(詳細はP22～P25参照)



#### (1) 実績報告の受付

ZEHビルダー/プランナーは以下の期間内にZEHビルダー/プランナー実績報告を提出してください。

実績報告期間：2023年4月10日(月)～2023年6月30日(金) 17時必着

## (2) ポータルサイト実績報告入力

過年度のZEH事業において、ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った際に取得したポータルサイトのID、パスワードを利用してZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにログインして必要事項を入力してください。

## (3) ポータルサイト実績報告添付資料提出（該当者のみ）

ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトへの入力内容により、追加資料の提出が必要となる場合があります。

詳細は以下<実績報告における追加提出資料>を参照し、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトへ提出してください。

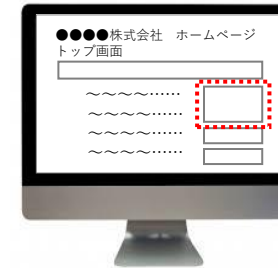
なお、添付資料一式は必ず副本（データ）を控えとして手元に残してください。

### 実績報告における追加提出資料

申請資料名称	様式	注意事項
① ※該当する場合のみ 自社ホームページ等による ZEH普及実績及び ZEH目標公表資料	様式 自由	実績報告時、ZEH普及目標の 公表方法において「会社概要」又は 「その他書類等」を選択した場合は 必須  ・会社概要等実績を公表し、該当 部分を色付きのペン等で囲んだ 資料をデータにて提出  ・年度ごと（2020年度～202 2年度）のZEH普及実績と20 25年度のZEH普及目標が掲載 されていること
② ※該当する場合のみ 各種許可証・登録証  ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証 ・宅地建物取引業免許 等	—	実績報告時、許可証情報を変更した 場合は提出必須

### 【補足】① 自社ホームページ等によるZEH普及実績及びZEH目標公表資料について

自社ホームページ等で公表しているZEH普及目標に、2022年度のZEH普及実績を追加（下図青枠部分）すること。



ZEH普及実績及びZEH目標公表資料は以下の項目を必ず記載してください。

【実績】 年度ごと（2020年度～2022年度）のZEH普及実績[%]

【目標】 2025年度のZEH普及目標[%]

（注） ZEH普及目標は『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む割合であること。

例 ZEH普及実績とZEH普及目標			
2020年度	2021年度	2022年度	2025年度
ZEH普及実績			ZEH普及目標
52%	58%	65%	75%

#### (4) 内容確認

S I I は、実績報告期間中に提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告内容について確認を行い、適正であると認めたZEHビルダー/プランナーに通知します。確認の結果は可否に関わらずZEHビルダー/プランナーに通知します。

#### (5) 評価の通知

ZEHビルダー/プランナーによるZEH普及への取り組みの加速を促すため、「令和4年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の項目に応じて評価制度を実施します。ZEHビルダー/プランナーの評価は、以下に示す①～⑥の順に項目を評価し、**評価項目を満たした段階に応じて最大6つ星の評価を行い**、ZEHビルダー/プランナー実績報告の確認後に通知します。また、S I I は星4つ以上のZEHビルダー/プランナーをホームページにて公表します。

評価項目	
①	前年度（2022年度）のZEHビルダー/プランナー実績報告を行っていること。
②	前年度（2022年度）のZEH普及実績及び各年のZEH普及目標・実績を自社ホームページにおいて表示していること。 <b>【注意】</b> <b>自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。</b> トップページ以外に掲載する場合は、トップページから当該ページへの直リンクを常設すること。
③	前年度（2022年度）において、ZEHビルダー/プランナーとしてZEHの建築実績を有していること。
④	前年度（2022年度）に受注した住宅の25%以上がZEHとなっていること。
⑤	前年度（2022年度）に受注した住宅の50%以上がZEHとなっていること。
⑥	前年度（2022年度）に受注した住宅の75%以上がZEHとなっていること。

※ ZEHとは、戸建住宅におけるZEHの定義（『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Oriented）を満たすものです。



## (6) 実績の公表

S I Iでは、提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告の確認が完了し、適正であると認めた場合、下記の期日に

S I Iホームページに掲載するZEHビルダー/プランナー一覧において、ZEHビルダー/プランナーごとに実績報告の実施有無及び年度ごと（2020年度～2022年度）におけるZEH普及実績（割合）を公表します。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2023年5月26日（金）	4月28日（金） 17時必着
第2回	2023年6月30日（金）	5月26日（金） 17時必着
第3回	2023年7月28日（金）	6月30日（金） 17時必着

※ 詳細については、S I Iホームページをご確認ください。

※ 個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

## S I Iホームページ公表イメージ

登録名称 (屋号)	登録 年度	登録 種別	ZEH普及対象	ZEH普及目標と実績 ＜自社が受注する住宅のうちZEHが占める割合＞				連絡先
				2020年度 実績 ▲ ▼	2021年度 実績 ▲ ▼	2022年度 実績 ▲ ▼	2025年度 目標 ▲ ▼	
〇〇ホーム ★★★★★	2022	B	注 建 改	新 40% 既 20%	新 50% 既 30%	新 50% 既 40%	新 80% 既 90%	0000-00-0000 ホームページ
△△工務店	2023	A	注 建	新 30%	新 45%	新 60%	新 75%	0000-00-0000

## 3-2. 報告時の注意事項と問い合わせ先

報告時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>実績報告はZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにて行ってください。</li><li>実績報告資料の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの提出は受理しません。</li></ul>
問い合わせ先	【経産省戸建ZEH】コールセンター（P34参照）へお問い合わせください。 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできません。

---

## 4. 本年度の補助事業に係る情報

---

## 4-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

SI1は、登録されたZEHビルダー/プランナーごとに2022年度のZEH普及実績に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。

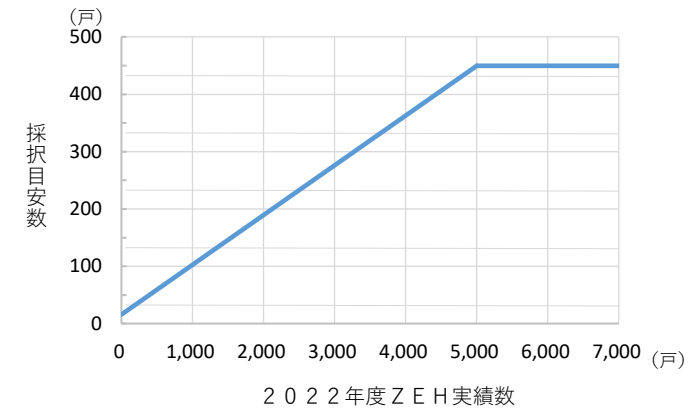
各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。

## 環境省による令和4年度・令和5年度「ZEH支援事業」における1公募あたりの採択目安数算出方法

2022年度 ZEH実績数	一公募あたりの採択目安数
0以上5,000未満	$(2022年度 ZEH実績数 \times 0.26 + 50) \div 3$
5,000以上	450

(注) 小数点以下は切り捨てとします。

(注) 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

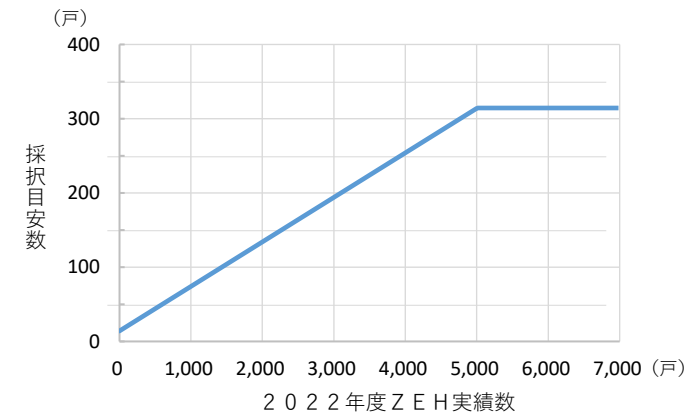


## 経済産業省による令和5年度「次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業」における1公募あたりの採択目安数算出方法

2022年度 ZEH実績数	一公募あたりの採択目安数
0以上5,000未満	$2022年度 ZEH実績数 \times 0.06 + 14$
5,000以上	314

(注) 小数点以下は切り捨てとします。

(注) 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。



---

## 5. 関連情報

(ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、  
ZEHマークについて)

---

## 5-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーは、選択した登録名称区分に応じたマークを使用することが可能です。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトから随時ダウンロード可能です。

ダウンロードされたZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークには、ZEHビルダー/プランナーごとに付与されているZEHビルダー/プランナー登録番号が付番されます。

※ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー登録番号を外した使用はできません。

### (1) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用対象

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーは、選択した登録名称区分に応じたマークを使用することが可能です。

ZEHビルダーはZEHビルダー・マークのみ、ZEHプランナーはZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

### (2) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用目的

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダー/プランナーである旨を示すことを目的として、マークを使用することができます。

なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。

#### 使用例

社員の名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等。

※ 使用の際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用ガイドライン」を必ず確認してください。

#### ZEHビルダー・マークのサンプル



#### ZEHプランナー・マークのサンプル



### (3) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク～ダウンロード方法

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトから随時ダウンロード可能です。

#### ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークのダウンロード方法

##### Step 1

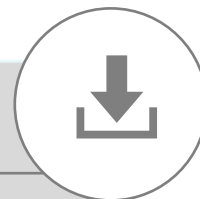
##### ポータルサイトにアクセス



- ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにアクセスします。  
(ZEHビルダー/プランナー新規登録、実績報告時に使用したID・パスワードでログインしてください)

##### Step 2

##### ポータルサイトからダウンロード



- ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークをダウンロードしてください。

### (4) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に関する注意

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用許諾規定」及び「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

利用条件に反してZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを除去し、使用を停止してください。

## 5-2. ZEHマークについて

SIに登録されたZEHビルダー/プランナーは、ZEHマークを使用することが可能です。ZEHマークは、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトから随時ダウンロード可能です。ZEHマークは、使用用途によって対象者及び使用条件が異なりますので、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規定」を必ず確認し、これを順守してください。

### ZEHマークのサンプル



### (1) ZEHマーク使用申込～ダウンロード方法

ZEHマークは、ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトから随時ダウンロードできます。

#### ZEHマークのダウンロード方法

##### Step 1

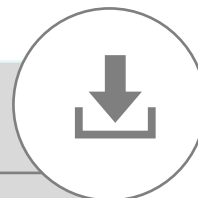
##### ポータルサイトにアクセス



- ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにアクセスします。  
(ZEHビルダー/プランナー新規登録、実績報告時に使用したID・パスワードでログインしてください)

##### Step 2

##### ポータルサイトからダウンロード



- ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHマークをダウンロードしてください。

### (2) ZEHマークの使用に関する注意

ZEHマークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規定」及び「ZEHマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

利用条件に反してZEHマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHマークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHマークを除去し、使用を停止してください。



---

## 6. よくあるご質問

---

S I I ホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

**よくあるご質問** [https://sii.or.jp/meti\\_zeh05/builder/faq.html](https://sii.or.jp/meti_zeh05/builder/faq.html)



**【お問い合わせ先】**

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

TEL：03-5565-4081

※ 受付時間は、平日の10：00～17：00です。

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。